

【改正後】

懲戒処分に係る標準的な処分量定一覧

三重県教育委員会  
令和6年7月4日

事由		免職	停職	減給	戒告
4 児童 生徒 等 に 対 す る 非 違 行 為	(2)体罰・不適切な言動				
	① 児童生徒が死亡又は重大な後遺症を残す傷害を負わせる体罰をした場合	○	○		
	② ①以外の体罰をした場合		○	○	○
	③ 児童生徒に著しい精神的な苦痛を与え、かつ態様が特に悪質で繰り返し不適切な言動を行った場合	○	○		
	④ 児童生徒に著しい精神的な苦痛を与える不適切な言動を行った場合		○	○	○

【改正前】

懲戒処分に係る標準的な処分量定一覧

三重県教育委員会  
令和5年9月4日

事由		免職	停職	減給	戒告
4 児童 生徒 等 に 対 す る 非 違 行 為	(2)体罰				
	① 児童生徒が死亡又は重大な後遺症を残す傷害を負った場合	○	○		
	② ①以外の場合		○	○	○